

2002.5.16 制定

2007.5.16 改定

2016.4.15 改定

東 試 協 試 験 技 術 基 準

東京都建築材料試験機関連絡協議会の会員として、試験が技術的に適性に実施される要件を次のように定める。

1. 試験体の取扱い

- (1) 試験体の受け入れの際、依頼書内容と一致していることを確認すること。一致しない場合は、依頼者と協議する。なお、協議の結果、試験の適性について疑問がある場合は、試験を実施してはならない。
- (2) 試験体の取り間違い等、混乱が生じないよう個々に識別するための文書化された要領等が整備されていなければならない。
- (3) 受け入れた試験体は、試験を実施するまでの間、依頼内容に沿った養生又は損傷等を避けるための適切な施設を備えていなければならない。

2. 試験実務担当者（技術者も含む）

- (1) 試験に必要な教育・訓練、技術的知識及び経験をもつ十分な数の専任の試験実務担当者を持っていなければならない。
- (2) 試験実務担当者に最新の技術に対応できる訓練を行っていないといけない。
- (3) 試験実務担当者に関する資格、訓練、技能及び経験に関する記録を維持していなければならない。

3. 主要設備（試験機、養生水槽、研磨機等）

- (1) 主要設備について誤操作等が生じないよう取扱要領等を保持しなければならない。
- (2) 主要設備は適切に保全管理するため、文書化された日常点検要領等があり、その記録が保持されていなければならない。
- (3) 測定設備及び試験設備は、定期的に校正・検証されており、その状態を示すラベル等を張付け識別を施す。この校正・検証の手順・周期が文書化された定期点検要領等があり、その記録が保持されていなければならない。

4. 試験方法

- (1) 試験項目ごとに方法が文書化された試験手順書等を保持しなければならない。
なお、現場における試験（リバウンドハンマー等）に付いても同様に試験手順書等を保持しなければならない。
- (2) 試験手順書等の内容は、関連の規格、仕様書等の最新版に整合していなければならない。
- (3) 試験手順書等は、試験実施担当者が容易に利用できる状態にしておかなければならない。

5. その他

- (1) 試験結果が不合格の場合、当該工事の工事監理者（又は工事施工者）に通知した記録が保管されていなければならない。
- (2) 試験の苦情に関する文書化された処理規程等があり、その記録が保管されていなければならない。
- (3) 試験の受付から成績書発行までの一連のフロー図等を掲示しなければならない。

以上